

$$\frac{\text{負担区の末端管渠整備費（枝線工事費）}}{\text{負担区の地積}} \times \text{軽減措置} = \text{単位負担金（円/㎡）}$$

【第1負担区】設定年月日 昭和55年 3月24日
 徴収開始 昭和56年 6月 1日
 面積 174 ha 末端管渠整備費 1,826,856千円

$$\text{単位負担金} = \frac{1,826,856 \text{千円}}{174 \text{ ha}} \times 1/5 = 209 \text{円/㎡}$$

【第2負担区】設定年月日 昭和58年12月26日
 徴収開始 昭和59年 6月 1日
 面積 213 ha 末端管渠整備費 2,767,713千円

$$\text{単位負担金} = \frac{2,767,713 \text{千円}}{213 \text{ ha}} \times 1/5 = 259 \text{円/㎡}$$

【第3負担区】設定年月日 昭和62年12月24日
 徴収開始 昭和63年 6月 1日
 面積 230 ha 末端管渠整備費 3,274,359千円

$$\text{単位負担金} = \frac{3,274,359 \text{千円}}{230 \text{ ha}} \times 1/5 = 284 \text{円/㎡}$$

【第4負担区】設定年月日 平成 5年12月20日
 徴収開始 平成 6年 6月 1日
 面積 150 ha 末端管渠整備費 2,273,584千円

$$\text{単位負担金} = \frac{2,273,584 \text{千円}}{150 \text{ ha}} \times 1/5 = 303 \text{円/㎡}$$

【第5負担区】設定年月日 平成11年12月24日
 徴収開始 平成12年 6月 1日
 面積 142 ha 末端管渠整備費 2,302,568千円

$$\text{単位負担金} = \frac{2,302,568 \text{千円}}{142 \text{ ha}} \times 1/5 = 324 \text{円/㎡}$$

【第6負担区】設定年月日 平成15年12月22日
 徴収開始 平成16年 6月 1日
 面積 120 ha 末端管渠整備費 1,871,638千円

$$\text{単位負担金} = \frac{1,871,638 \text{千円}}{120 \text{ ha}} \times 1/5 = 312 \text{円/㎡}$$

《例》第6負担区に330㎡（約100坪）の土地を所有しておられる方の
 受益者負担金額は

$$312 \text{円} \times 330 \text{㎡} = \underline{102,960 \text{円}}$$

（第6負担区単位負担金） （土地の面積）

第1期（初年度のみ） 5,300円
 第2期以降 5,140円 × 19期 = 97,660円